



「月刊リーガルスピリット 2013年8月号」

ちょっと前の話題になりますが、8月2日（金）、3日（土）、4日（日）は一関夏まつりでした。

初日の2日は、恒例の花火大会です。

今年も弊社屋上にたくさんのお客様をお招きし、即席ピアガーデンを開店して花火見物をしました（川の近くで高さもあるため、まさに絶景です）。

ところが、開始後10分ちょっとで雨が降り始め、ついには結構な土砂降りになってしましました。

「すわ、中止か？」と焦りましたが、実行委員会は気合で続行（素晴らしい！）。

しかし、この豪雨の中、花火見物というのは厳しいです。

そこで、ナイスアイディアが閃きました。

実は、私の自宅からも、結構花火は見えるのです。

ピアガーデンの皆様に急きょ、弊社屋上から拙宅のガレージまで移動（徒歩2分！）

していただき、無事に最後まで花火を見物することができました。

花火は無事終わりましたが、翌週には秋田・岩手がすさまじい豪雨に襲われました。

被災された方々に心より御見舞を申し上げます。



弁護士の小原です
こんにちは！



暑がりです



雨が降り始めました
花火開始半分で
恒例のピアガーデンで
の業務所屋上



近況のご報告

7月24日、新庄市 市民プラザ大ホールにて、第一生命保険株式会社様ご主催の相続セミナーを行わせていただきました。

企業様を中心に約40名の皆様にお集まりいただきました。税理士の坂川達志先生との共演（？）で、私の持ち時間は40数分でしたが皆様、ご聴講いただきましてありがとうございました。

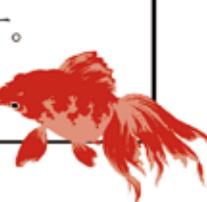
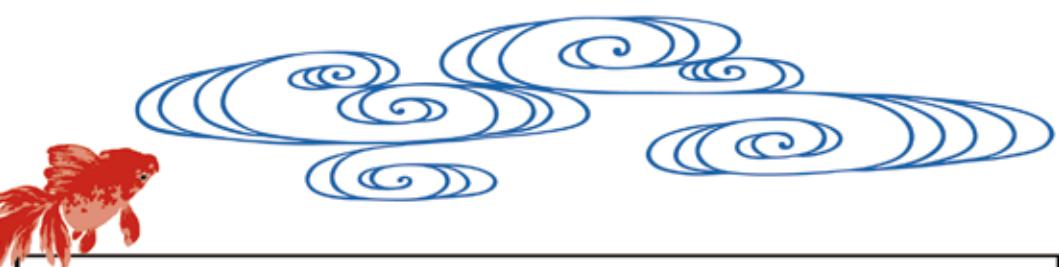


相続については、「いかに相続税を安く抑えるか？」という問題が確かに重要です。そのためには税理士さんが強い味方になって下さいます。

ただ、「いかに相続税を安く抑えるか？」というのは、遺産の分け方について円満に話し合いがなされ、解決されていることが前提になります。そもそも、円満に話し合いがしにくい、もめる可能性がある、ということであれば、相続税についてお考えいただく前に、いかにもめないようにするか、円満に相続を行うにはどうすればよいかをお考えいただくことが不可欠となります。そのために弁護士がいるのですよ、ということを、今回は大いにアピールさせていただけたかと思います。

花火を見る事に
ガレージで
急速我が家
の花火を見
る事に

涼しい
サザン



今月のコラム

今回のセミナーでもお話をさせていただきましたが、企業経営者の方が相続をお考えになるとき、「事業承継」の問題がメインになってきます。

事業承継というのは、経営者が亡くなったときのことを想定し、いかに円満にスムーズに、事業を後継者に引き継がせるか、というお話です。

中小規模の企業の場合、経営者は創業者であり、代々その一族（子供）が親の事業を承継していくというのが一般的です。子供がひとりだけであるなら、なんの問題もありません。

ところが、子供が複数いる場合、相続でもめてしまい、事業の承継が円満にいかなくなることが少なくありません。

事業承継を円満に行うポイントは、事業用の資産は必ず後継者に引き継がせるということです。

事業の主体が会社組織であるなら、事業用の資産とはイコール株式（自社株）です。

創業者がすべての株式を保有しているのであれば、原則として後継者に自社株100パーセントを引き継がせるべきです。

他の子供には株式以外の財産を与え、株式以外の財産があまりなく、やむを得ず株式で分与するしかない、といった場合でも、後継者には3分の2以上の株式を持たせなければなりません。

そうしなければ、反対派株主の妨害にあい、会社の運営を円滑に行えなくなってしまうからです。

きょうだいである以上、後継者であろうとそうでない者であろうと、法律上平等に相続分が認められます。親が「財産はすべて後継者となる長男に取得させる。二男には何も渡さない」と遺言しても、子供には「遺留分」という権利が認められますので、法定相続分の半分は、

二男のものとなります（ふたり兄弟であれば、二男には全体の4分の1の遺留分が認められます）。

そうならないようには、二男に遺留分を放棄させるしかありませんが、

今どき、ただで放棄するという人はなかなかいません（そもそも、ただで放棄してくれるような人であれば、親の死後に相続争いになどなりません）。

そこで、生命保険など一定の利益を提供してやり、そのかわりに遺留分を放棄してもらうという方法が有効です。親子の間でこのような「かけひき」を行うというのは、なんとも切ないです、事業承継を円満に行うためにはやむを得ないことです。

そうしないと、会社の支配権（自社株）を奪われて会社経営そのものが立ち行かなくなったり、事業用資産を失って倒産を余儀なくされることすらあるのですから。

こういったことは、今後も機会を頂戴し、セミナーや講演という形で訴えていきたいと思います。



代表弁護士
小原恒之



山形常駐弁護士
武田芳人



発行
2013年8月31日

〒021-0885 岩手県一関市田村町3-2 上の橋ビル3階
電話: 0191-34-8471 FAX: 0191-34-8472
弁護士法人リーガルスピリット 一関法律事務所

〒996-0027
山形県新庄市本町4-33 こらっせ新庄5階
予約用フリーダイヤル: 0120-0783-14
電話: 0233-32-0461
FAX: 0233-32-0462
弁護士法人リーガルスピリット 新庄法律事務所
代表弁護士 小原恒之(おばら・ちかゆき)